一、傳染病發生の際其情況により工場より出勤を差止めた時は其期間賃金相當の手當金を支給します。

一、相當年月の間會社に勤續して人が中途で死亡するとか、病氣や、老衰や其他止むを得ざる事情で會社を退職する場合には平常の勤め振りを調べて退職の手當を支給します。事情によれば葬祭料、遺族には扶助料を支給します。

一〇　醫療に關する心得

一、總て身體の健康な人は一番幸福であります、まして勞働をする人には健康が第一の資本でありますから常に病氣に罹らぬ樣に心掛けねばなりません、病氣は大底不攝生から起る事が多いから常に食過ぎ飲み過ぎをしてはなりません若し身體の工合の惡い時には直ぐに會社の醫局で診察をして貰つて出來る丈け早く手當をせねばなりません。病氣の重くなるのは多く手遲れの爲めですからよく心得て置かねばなりません。

財團法人協調會大阪支所